

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年の診療報酬改定に伴い、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、居宅同意取得型オンライン資格確認によって、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

（新）訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている訪問看護ステーションであること。
- (2) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有している訪問看護ステーションであること。
- (3) 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
- (4) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- (5) (4) の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

個人情報の取り扱いについて

オンライン資格確認等により取得した個人情報の取り扱いに於いては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、保険請求及びご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

2025 年 7 月 1 日

虹が丘訪問看護ステーション

管理者 市川千恵子